

建設委員会記録

- 1 日 時 令和4年6月24日（金曜日）
- | | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時10分 |
| 休 憩 | 午前10時19分 |
| 再 開 | 午前10時29分 |
| 休 憩 | 午前10時29分 |
| 再 開 | 午前10時47分 |
| 休 憩 | 午前11時31分 |
| 再 開 | 午前11時50分 |
| 閉 会 | 午後 0時14分 |
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 9人
- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 金 谷 幸 則 |
| 副委員長 | 豊 岡 達 郎 |
| 委 員 | 藤 田 克 樹 |
| // | 高 原 讓 |
| // | 岡 部 享 |
| // | 江 西 照 康 |
| // | 谷 口 寿 一 |
| // | 松 井 桂 将 |
| // | 金 厚 有 豊 |
- 4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	相澤 充則
局次長	河部 勝巳
総務課長	石井 誠
予防課長	浦山 信之
警防課長	松井 孝博
通信指令課長	井原 毅
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸 智人

【上下水道局】

局長	山崎 耕一
理事（局次長（技術担当））	酒井 正道
局次長	森 俊彦
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（西上下水道サービス担当）	五十嵐 健治
参事（経営企画課長）	井村 孝志
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	佐伯 徳生
給排水サービス課長	金山 英樹
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	五十嵐 進
上下水道施設管理センター所長	駒見 潤
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
西上下水道サービスセンター所長	村田 友康
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
水橋浄化センター所長	竹島 寛文
下水道課主幹（河川整備課長）	経澤 陽一
経営企画課主幹（調整担当）	山口 晋一郎

【建設部】

建設部長	山元 政彦
理事（建設政策・社会インフラマネジメント担当）	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	杉本 周児
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	増山 和弘
参事（法定外公共物・道路河川管理担当）	山崎 晃
参事（土木事務所担当）	牧 雅浩
建設政策課長	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
道路河川管理課長	帳山 誠志
河川整備課長	経澤 陽一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	澤野 重雄
市営住宅課長	山崎 悟
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	山下 達也
土木事務所建設課長	水野 央
建設政策課主幹（調整担当）	中川 哲也

【活力都市創造部】

部長	中村 雅也
部次長	深山 隆
部次長（技術担当・都市計画課長）	村井 真哉
参事（交通政策担当）	高田 秀昭
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（建築指導課長）	佐藤 英子
景観政策課長	冲村 一
交通政策課長	高田 興真
富山駅周辺地区整備課長	野村 知範
まちづくり推進課長	柵 伸治
居住対策課長	山崎 哲志
都市計画課長代理	江上 晴久

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長

谷端 裕美子

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主任

木戸 雅人

7 会議の概要

委員長 これより、令和4年6月定例会の建設委員会
を開会いたします。

〔傍聴の申込み（5名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、藤
田委員、金厚委員を指名いたします。

これより消防局所管分の議案の審査を行いま
す。

議案第91号 工事請負契約締結の件（富山
消防署南部出張所及び富山方面団熊野分団器
具置場改築主体工事）、

議案第94号 財産取得の件（化学消防ポン
プ自動車 1台）、

議案第95号 財産取得の件（高規格救急自
動車 2台）、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案第91号について、
議案説明資料により説明〕

警防課長 〔議案第94号について、
議案第95号について、

議案説明資料により説明]

委員長

これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

藤田委員

まず、議案説明資料6ページの件ですけれども、こちらの予定価格と入札方式と契約先について教えていただけますでしょうか。

総務課長

予定価格につきましては、議案説明資料7ページに記載してありますとおり、当初予算額として5億3,750万円となっております。入札方式につきましては議案書60ページに記載してございますが、一般競争入札となっております。
契約先につきましては議案書60ページに記載してございますが、三由建設・富山地鉄建設富山消防署南部出張所及び富山方面団熊野分団器具置場改築主体工事共同企業体となっております。

藤田委員

先ほどの分科会で指摘した雑入と同じで、もし可能であれば、議案説明資料に一言書いてあるともう少し分かりやすかったと思いますので、追加で議案説明資料に明記していただけたらと思います。これは提案になります。

よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第91号、議案第94号、議案第95号、以上3件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第91号、議案第94号、議案第95号、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、消防局所管分で議案以外に何か質問はありませんか。

岡部委員 昨年の6月補正で、泡消火剤の入替えを2か年で行うということでしたが、今年度の計画はどのようになっているのですか。

警防課長 今年度も引き続き行いまして、今年度末までには完了予定となっております。

岡部委員 人体にも影響があるということですので、なるべく早く入替えができるようお願いしたいと思っています。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前10時19分 休憩

~~~~~

午前 10 時 29 分 再開

委員長 建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
上下水道局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 47 分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。
議案第 84 号 富山市特定公共賃貸住宅条例及び富山市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 89 号 工事請負契約締結の件（富山市プールバール広場ゾーン B 再整備（その 1）工事）、

議案第90号 工事請負契約締結の件（都市計画道路下新西町上赤江線改良工事）、
議案第92号 工事請負変更契約締結の件（呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事）、
以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

市営住宅課長 〔議案第84号について、
議案説明資料により説明〕

道路整備課長 〔議案第89号について、
議案第90号について、
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第92号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

江西委員 議案説明資料11ページ、工事請負変更契約締結についてです。これは令和2年12月定例会において議決を得たものが進行するということですが、これそのものが事件に巻き込まれた案件であります。これは誰もそう思っているところだと思っておりますけれど

も、より安全なものとする必要があります。
令和2年12月に議決はしたのですけれども、
この変更をかけたことで、管理も含めてしっ
かりと安全な工事になっているということを一
これから変更契約を締結されるわけですけ
れども、この変更契約についてどのように考
えておられるのか所見を求めたいと思います。

公園緑地課長 当初の架設計画を変更いたしましたのは、よ
り安全性を高めるためです。当初はケーブル
クレーンだけで橋を吊り下げる工事をするこ
とを考えていたのですが、万が一、桁が落ち
た場合—今までそういった事例はあまり仄聞
してはございませんが—そういうことがある
かもしれないということで、ケーブルクレー
ンの下に道路防護工というものを建てている
最中でございます。そういったことによって、
万が一の場合においても対応できるように工
事を進めてまいりたいと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案
の質疑を終結いたします。

これより、議案第84号、議案第89号、議案第90号、議案第92号、以上4件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第84号、議案第89号、議案第90号、議案第92号、以上4件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第6号 専決処分報告の件（訴えの提起の件）、

報告第7号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第4号、専決第5号、専決第8号、専決第10号、専決第1

2号、専決第13号、専決第14号、専決第15号、

報告第32号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリーパーク公社）、

報告第33号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社）、

以上4件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市営住宅課長 〔報告第6号について、
報告第7号中
専決第8号について、
議案書により説明〕

道路河川管理課長 〔報告第7号中
専決第4号について、
専決第5号について、
専決第10号について、
議案書により説明〕

河川整備課長 〔報告第7号中
専決第12号について、
専決第15号について、
議案書により説明〕

土木事務所建設課長 〔報告第7号中

専決第13号について、
専決第14号について、
議案書により説明]

公園緑地課長 [報告第32号について、
議案書により説明]

土木事務所管理課長 [議案第33号について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、
土砂災害ハザードマップの更新について
当局の報告を求めます。

河川整備課長 [委員会資料により説明]

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま

せんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

谷口委員 いつものことなのですが、今進めている、奥田団地の退去のことについて、その後の進捗状況を店舗と住居それぞれお聞かせください。

市営住宅課長 それでは、本年3月定例会以降の奥田団地の立ち退きの動きについて説明させていただきます。

まず、住宅の入居者ですが、本年3月26日に移転補償等に関する説明会を開催いたしまして、全59世帯のうち36世帯、約6割の方が出席されております。この説明会では、来年3月の立ち退き期限と立ち退きに伴う補償内容について説明させていただきました。欠席者も4割ほどいらっしゃったのですが、当日欠席された世帯に対しましても、後日団地を回って、当日の資料などの配付を行いました。あと、お問合せのあったお宅を訪問して改めて説明を行うなどの対応も取っており

ます。

住宅については、説明会以降、これまでに予約も含めまして15世帯が退去手続きを取られておりまして、残り44世帯となっております。この44世帯のうち約半数の23世帯につきましても、既に別の市営住宅の入居申請などの御連絡をいただいております、住み替えに関する御意向は当局として把握しております。

現時点で、住み替え先や住み替え時期など具体的な予定を把握し切れていない世帯は21世帯となっておりますが、全体的に申しますと、立ち退きに向けた大きな流れができたものと考えております。

ただ、これで安心とは言えず、その21世帯の中には70代、80代の高齢単身世帯もいらっしゃいますことから、今後、市から積極的に接触を図りまして、必要に応じて相談に乗るなど、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

店舗の入居者につきましては、本年4月24日に補償等についての説明会を開催しまして、今、16店舗ございますけれども、そのうち約7割の11店舗が出席されました。店舗入居者の補償額につきましては、各店舗の内装や設備、営業状況に応じて算定することとし

ておりました、4月に入札手続を経て、補償コンサルタントの委託業者が決まった後、本年3月26日に開催した説明会とは別に開催したものであります。

この説明会では、補償基準の概要や補償調査のスケジュールについて御説明しております。その後、大型連休明けから補償コンサルタントが各店舗に調査に入りまして、2日前に補償コンサルタントから最新の報告を受けておりますけれども、皆さんの協力により調査は順調に進んでおります。ただ、各店舗に具体的な補償の金額をお示しできるのは今年の8月下旬から9月上旬になるものと聞いております。今後も丁寧な対応を心がけまして、立ち退きについての御協力を仰いでまいりたいと思っております。

谷口委員

当初思っていたよりも割とスピード感を持って進んでいるのかと思いますが、住居のほうはまだ21世帯残っているということなので、丁寧に説明しながらしっかり進めていってください。

店舗のほうは、今年の8月か9月に補償額を示されるということなので、それを待つしかないと思いますが、ここに関しても、しっかりと丁寧に説明して前に進めていただ

きたいと思います。

江西委員

除雪機の貸出し事業について、昨年度、応募数は当初予算見込み数よりも少なかったのですけれども、除雪機械が第一段階では確保できなかったという問題があったかと思います。今年度は全件対応できる形で取り組んでおられるのか、考えをお聞きしたいと思います。

道路河川管理課長

町内へ貸し出す除雪機械につきまして、令和3年度は、その前年の冬に大雪があったことで、貸出しへの関心がすごく高まったということがありまして、応募が大変多くなったと。それにより、一時抽せんを取りまして、お貸しできない町内が出てしまいましたが、その後、台数を確保して、御要望いただいた町内に対しましてお貸ししたところでございます。

今年の1月、2月に降った雪の量が、昨年同時期とほぼ変わらないという気象庁の統計もございまして、それも受けて、これから各町内が機械の貸出しの応募をされることになるのかと思います。基本的には、応募いただいた町内に対しましてお応えできるように、何らかの対策は取っていきたいと考えております。

1つ大きな懸念といたしまして、限られた予算の中でどうやりくりしていくのかということがあります。このことについては、実際に応募いただいた件数を見ながら、例えば、大きな規格の除雪機械を貸してほしいという要望をいただいたことに対しまして、まず小さな規格の機械でやりくりできないのかということ町内と相談、協議しまして、規格を小さくすることで単価を落として、ひいては応募いただいた方々に広く台数を都合するなどといったことも考えながら、今年度応募いただいた町内に対しまして、台数確保に努めていきたいと考えております。

江西委員

抽せん方法については、過去にずっと貸し出していた町内も新規の町内も平等にされた。それも1つの平等の考えだと思っておりますが、以前からずっと貸し出している町内は、予定が変わると大変なことになるものですから、その点もしっかりと御留意して、仮に厳しくなった場合でも、市民の方に反感を持たれるようなことはなるべく小さくするように努力していただきたいと思います。

もう1点、質問を継続します。

先ほどはちょっと議案に絡むような形の質問になったものですから、中途半端な質問にな

ったのですが、呉羽丘陵フットパスについてです。

今回の事件に構想段階から関わっている事業者も巻き込まれているわけであります。当然、その構想をつくってもらったわけですので、これからも重要な事業完成のために継続的な接点が必要だと思っておりますけれども、現状として、今後どのように事業者と関わっていくのかお聞きしたいと思っております。

建設部長

本会議でも赤星議員の質問にお答えしたのですが、構想に関わっていた委託の成果について、現在、次長以上のプロジェクトチームをつくって調査を行っております。その中で、問題があるのか、特定の業者を示すようなものがあるのか、特定の物品を使うものがあるのかなどといったことを中心に調査をかけています。その結果でまた判断したいと思っておりますが、今のところそのようなものはないと考えております。

江西委員

私は事件の概要について触れたわけではないのです。事業完成のために、当然、図面を書いたり、いろいろな設計をしてきてもらっているわけですから、今後、事業が進むまでの間、事業者としての付き合いを継続していく

のかどうかということをお聞きしたいわけです。

公園緑地課長 委託につきましては既に終了しておりますので、この後は、事業によっては入札などをして、新しい業者によって進めていくこととなります。

江西委員 ということは、ここはどうだったのだろうなどといった質問をすることも基本的に不要だということでしょうか。

公園緑地課長 基本的にはそうなってまいります。ただ、設計のこの部分はどうかという業者への問合せには、会社として当然対応していただけるものと思っております。

松井委員 本会議でも質問しましたが、除雪機械の事業所向けの除雪オペレーター育成支援事業について、今年度初めて、6月1日から今月末までで募集をかけていますが、現状はいかがなものでしょうか。

道路河川管理課長 今年度から実施を始めました業者向けの除雪オペレーター育成支援事業につきましては、6月1日から募集しているところでございま

す。定員20名に対しまして、本日現在、19名の応募をいただいております、概ね反応はよかったと考えております。

松井委員 いずれにしろ、そういった現場のオペレーターが少なくなる、高齢化するという現状がありますので、例えば、新たに免許を取得する町内会や自治会についても、情報の提供をしっかりとお願いしたいと思います。

道路河川管理課長 除雪オペレーターになるためには、運転免許や作業するための特別教育といったフォローが必要になってきますので、そういったものをどこで受講できるのかといった情報の発信について、ホームページなどを使って積極的に行ってまいりたいと考えております。

谷口委員 除雪機械の貸出しのことで確認なのですが、町内に貸し出している機械が、万が一、何かで壊れたり破損したりした場合の補償問題—恐らく対人・対物補償には入っていても、車でいう車両保険に入っているのかどうかというところなのですが、今現状としてどうなっているのか分かりますか。

道路河川管理課長 町内にお貸ししています除雪機械—例えば0.

6立米クラスのものですと、対人・対物補償には市のほうで入っておりますが、機械そのものの車両保険につきましては、町内で加入いただきたいとお願いをしてお貸ししている現状でございます。

谷口委員 加入状況は分かりますか。

道路河川管理課長 すみません。統計等は取っていません。

谷口委員 除雪機械を壊したときに大きな金がかかるといふことで、いろいろなところでトラブルがあったということも仄聞しております。そういうこともあるので、こういうときには町内で見てもらわないと駄目なのですよ、こういう場合に備えて保険もちゃんと掛けてください、ということ、貸し出すときにあらかじめお伝えするよう徹底していったほうがいいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

道路河川管理課長 おっしゃるとおり、そういった情報はしっかりとお伝えして共有していくことが大事だと思います。町内に貸し出す際には協定を結んでおり、その中でも文言として書いておりますが、改めて口頭でもお伝えして、誤解のないよう、しっかりと共有しながら、シーズンを

迎えたいと思っています。

谷口委員

夏場のこの暑いときに消雪・除雪の話ばかりで申し訳ないのですが、先日の本会議の一般質問にもありましたけれども、消雪装置の補助基準の見直しがあったと聞きました。具体的にどういう変更があったのかお聞かせください。

道路河川管理課長

今ほど言われました消雪装置の補助につきましては、町内が管理します消雪装置の新設や更新にかかった費用の一部を市が補助するという制度の一部です。大きな改善点といたしましては、それまで更新の回数は1回限りとしていたのですが、それを複数回可能と緩和させていただいております。あとは、更新の延長要件というものが設定されているのですけれども、長さの要件を最低250メートル以上としていたところを、その下限値を取り外し、緩和させていただきました。また、過去にこの制度を使って新設したものを更新するとき、また改めてこの制度を使いたいという町内もありましたし、開発行為等で市の制度を使わずに消雪装置を取得して管理しているけれども、更新の時期を迎えたので更新したいというケースもございまして、

新設の際に補助制度を使わない町内であっても、更新では市の制度を使ってもいいということをも明記させていただきました。

あとは、その消雪装置の施設の長寿命化一町内の方々にしっかりと管理していただくために、更新に係る申請をされる際には、全体の更新計画や、それを複数年に分割して更新する場合には分割の年次計画などを立てていただくということを加えさせていただいております。

谷口委員

更新や修理に関して、1回制度を使ったらもう使えないのを何とかしてほしいということは以前から言われていたので、これが解消されたことは大変よかったと思っております。しかしながら、緩和されたことによって、あまり無尽蔵に使われても困るので、そのことについては、計画を立ててということで、よかったと思っております。

今からこれを皆さんに周知されていくと思いますが、どのようにして周知していかれるのか。まだまだ皆さん分かっておられないと思うのです。どのように進めていかれるのでしょうか。

道路河川管理課長

この補助制度につきましては、これまでホー

ムページ等でも一切お知らせ等はしておりませんでした。今回要件を緩和しましたので、町内の方々にしっかり管理していただけるいきっかけになると考えておりました。まず市のホームページで要綱や補助制度の概要をお示ししています。

さらに、今後は、地区センターに本事業のチラシ等を備えておくことや、「広報とやま」で制度を改めてお知らせし、詳細はホームページともリンクをさせながら、分かりやすく情報をお伝えしていくなどといった二の手、三の手に取り組んでいきたいと考えております。

谷口委員

今言われたホームページに載せることや、地区センターにチラシ等を置くということは、当然やっていけばいいのですが、消雪装置の新設や更新は個人でやるのではなくて、当然、消雪組合でやっていかれると思うのです。その消雪組合に対してこういう変更がありましたということをお伝えしてあげればそれで済むのかなと思うので、そういうことも今後取り組んでいただければと思います。

やっぱり運営している組合に言っていないと、個人へ周知していてもどうしようもないと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午前 11 時 31 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 50 分   再開

委員長           建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。

議案第 83 号   富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

建築指導課長   〔議案説明資料により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
これより、議案第83号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
次に、当委員会に付託されました陳情の審査を行います。  
令和4年分陳情第8号 市街化調整区域撤廃に関する陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局            〔陳情文を朗読〕

委員長                    それでは、本陳情について、当局の見解を求めます。

活力都市創造部次長    ただいまの陳情文に対する見解を説明します。  
（技術担当・都市計画課長）    都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き制度というものは、無秩序な市街地の拡大を防止すること、そして計画的な市街化を図る目的で、昭和43年に改正された都市計画法に定められております。

これを踏まえて、富山県では昭和46年に富山高岡広域都市計画区域というものを設定しております。これは、富山市、射水市、高岡市が入っております。そして、そこに合わせて線引き制度を導入し、以降概ね10年ごとに見直しがされまして、今日に至るまで線引き制度というものは維持されている状況です。都市計画は、個々の土地の事情に視点を置くものではなくて、将来のまちづくりとしての土地利用がどうあるべきかを考えるところにあります。概ね5年ごとに県が実施します都市計画基礎調査の結果—人口規模や産業別の人口、市街地面積、土地利用、交通量などの現況あるいは将来がどうかといったことを踏まえて、必要に応じて県や市において変更を行っていくというものでございます。

今回の陳情の市街化調整区域の撤廃について、線引き制度というものは都市計画の根幹をなす非常に重要なものということで、決定権者は県となっております。これは都市計画法の第15条に「都市計画を定める者」ということで、第2項「区域区分は県が定める」となっております。

その上でなのですが、富山市としても、持続可能な都市経営の観点から線引き制度の廃止にはやっぱり慎重な判断が必要であると考えています。

一定の開発圧力が存在する現状においては、無秩序な開発による市街地の低密度化を抑制するべく、線引き制度は引き続き維持していくことが適切であると考えます。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑はありませんか。

江西委員

今、次長から御説明があったわけですがけれども、実際には、間違いなく、明らかに、こういう社会問題が起きているわけでありまして。都市計画上の目的を今お話しされたわけですがけれども、片や都市計画と相対の問題が起きていて、その問題の解決にみんな頭を悩ませ

ています。

今の次長の御説明の中では、単純に用途地域を活用することだけによってある程度カバーできるものだと解釈するところもあるのですが、それについてはどのような御見解をお持ちですか。

例えば、香川県のように都市計画を見直して線引き制度を撤廃して、それに見合うようなものを実施することもできるわけですので、線引き制度の廃止そのものが無秩序な開発を規制できなくなるということとはまた違うという認識もあるのです。その点についてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

活力都市創造部長

今おっしゃっているのは、多分、線引き制度を撤廃して、市街化調整区域が単なる白地の区域になるということだと思います。となると、やはり同じように市街化調整区域は、今まで開発を抑制していたところにどんどん自由に開発ができるようになるわけですので、市街地が今までのように広く薄く広がっていくと。本会議でも江西委員の御質問にお答えしましたけれども、都市施設、道路などの整備が十分でないところにもどんどん家が建っていくようなことになって、行政コストがどんどん増えていく、あるいは居住環境が悪く

なるようなことにつながりかねないということで、やはり線引き制度は維持するべきというのが市の考えでございます。

江西委員

この陳情者の方は陳情文の中で、国に働きかけてくださいということをおっしゃいますが、私の見解で言うと、次長から御説明があったように一対象は県及び富山市も当然絡んでくることと思うのですが—そもそもこの市街化調整区域の撤廃や線を引くのか引かないのかについては、それぞれの自治体—富山県の自由という状態になっていますから、これは国に撤廃を求めるものではないということはあるかと思えます。

ただ、現状として非常に分かりにくい制度であるわけです。ましてや、この方のお困りの内容は、都市計画法もそうですけれども、農地法や農業振興地域の整備に関する法律などといったものの影響も強く受けているところでもあります。

ただ、これは50年前に愛と繁栄の県政を掲げた中田元富山県知事が計画したもので、いろいろな計画は順次、見直されています。今、御説明の中で5年ごとに見直したと言いますけれども、間違いなく市街化調整区域は50年間で一度も見直されたことがないわけです。

市街化区域は見直されたところがあるかもしれませんが、市街化調整区域は50年間見直されていないということがあり、このような問題も、今後実際にどんどん拡大して起きてくると思うことから、調査・研究すべきという認識を持ちますので、私の意見として述べさせていただきます。

谷口委員

今回のこの陳情文書表において、市街化調整区域撤廃という文言になっております。今回陳情を提出された方の気持ちが書いてあり、確かに売りたいくても売れない事情があって、実際にこのことで困っておられる方は恐らく相当数いらっしゃると思います。このことに関して何とかしていかなければいけないと恐らく全議員が思っていると思いますが、今の現状で、陳情文書表にある市街化調整区域の撤廃ということに関しては、当委員会で採択するにはふさわしくないのかと思います。

金厚委員

今ほど谷口委員がおっしゃったとおり、この文章をもう少し改めて、出し直してもらうなど、いろいろな方法があると思うのです。先ほど江西委員もおっしゃいましたけれども、やはり、最終的に県や国の問題にもなってくるものですから、今のところは当委員会で審

査する話ではないと思いますので、今の谷口委員と同じ意見でございます。

岡部委員

陳情の趣旨の中にある市街化調整区域の撤廃というのは、陳情された方からすれば、恐らく気持ちが入ったということがあるのだろうと思っています。農地を持っていてどうにもならないということは本当によく聞く話なので、この委員会で審査することなのか、あるいは、農地の関係もありますから、それも含めて少し継続して審査をしてもいいのではないかという気はしています。

高原委員

私も谷口委員、金厚委員と同じ考えで、市街化調整区域の撤廃というところに大変引っかかっています。農地の売却ということに関して困っている御事情については、当然、これからもっとたくさん出てくるのではないかという思いは理解しますが、やっぱり線引き制度は今の現状で言うと、都市計画法で規定されているということです。ただ、富山市とすれば、将来のまちづくりを考える視点から、いろいろな視点で考えていかななくてはならないということで問題があると思っていますところであります。

先日、平成16年に線引き制度を撤廃された

香川県高松市の事例も確認しましたが、やっぱり無秩序な開発が進んでいって、また新たな規制をかけていくというたちごっこになっている状況も分かりましたので、これは当然、慎重に実施していかなくてはいけないのですけれども、お困り事に対しては、今後とも何らかのことは考えていかなくてはならないと思っております。今説明されたことは十分理解できると考えております。

委員長                   ほかに質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長                   今、御意見を聞いておりますと、本陳情を継続審査としてはどうかという御意見もありましたので、まずは、継続審査についてお諮りしたいと思えます。

本陳情を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長                   挙手少数であります。

よって、本陳情を継続審査することは否決されました。

これより、令和４年分陳情第８号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、令和４年分陳情第８号を挙手により採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

次に、

第３期富山市中心市街地活性化基本計画の成果について

当局の報告を求めます。

まちづくり推進課長

〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、活力都市創造部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、活力都市創造部所管分を終了いたします。  
活力都市創造部の皆さんは、御退室願います。

〔活力都市創造部退室〕

委員長 これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
県内視察と市内視察を8月に行いたいと思います。

まず、県外視察につきまして、事前に皆さんにお知らせしておりましたとおり、8月9日（火曜日）から10日（水曜日）までの1泊2日の行程で、札幌市、旭川市を視察したいと思います。

それぞれの視察目的につきましては、札幌市におきましては、地下歩行空間の活用について、冰雪熱利用や一時雨水貯蓄施設など多機能な都市公園の整備について、旭川市におきましては、旭山動物園に見る動物園事業再生についてであります。

なお、視察に当たっては、お手元に配付のとおり、先般の各派代表者会議において決定されました行政視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

これらのことを踏まえ、県外視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提

出し承認を得ることといたします。

また、2日間の行程の詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位に速やかに御案内したいと思えます。

なお、この後、再び感染が急拡大し、警戒レベルが引き上げられた場合や、視察先の受入れが中止となった場合などには、視察を変更・中止することもございますので、あらかじめ御了承願います。

次に、市内視察につきまして御案内いたします。

事前に皆さんにお知らせをしておりましたとおり、8月22日（月曜日）の午前に富山市ファミリーパークを視察したいと思えます。視察目的については、富山市ファミリーパーク熱帯鳥類保全施設についてであります。

なお、視察に当たっては、先ほどの県外視察と同様、行政視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

これらのことを踏まえ、市内視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

こちらでもこの後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。また、行程の詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位に速やかに御案内したいと思っております。

なお、この後、再び感染が急拡大し、警戒レベルが引き上げられた場合や、視察先の受け入れが中止になった場合などについては、変更・中止することもありますので、御了承いただきたいと思います。

以上をもちまして、令和4年6月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和4年6月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 金谷幸則

署名委員 藤田克樹

署名委員 金厚有豊